

## 総会運営規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、本会の総会における招集通知、議決権の行使、議事運営等に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

### 第2章 招集通知

(招集通知)

第3条 総会を招集するときは、正会員に対して次の事項を通知する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを理事会で議決したときはその旨。
- (4) 当該総会に提議する次の議案
  - ア 事業報告
  - イ 決算
  - ウ 定款変更
  - エ 役員改選
  - オ その他の議案
- (5) その他必要な事項
  - 2 定時総会の招集は、毎年度5月の隊友紙に同梱・配付により通知する。
  - 3 臨時総会の招集は、臨時総会実施日の前月の隊友紙に同梱・配付により通知する。但し、招集に時間的余裕がない場合は、書面により通知する。

### 第3章 正会員等の出席

(正会員の出席)

第4条 総会に出席する正会員は、総会当日、正会員であることの確認を受付で求められた場合は、会員証等により、その身分を明らかにしなければならない。

(理事及び監事並びに正会員以外の出席)

第5条 正会員以外の理事、監事においても、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員及び公認会計士等は、理事、監事を補佐するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

#### 第4章 議決権の行使

(議決権の行使)

第6条 総会において、正会員は議決権を行使しなければならない。

(総会に出席できない正会員の議決権行使)

第7条 総会に出席できない正会員の議決権の行使は、定款第21条、定款第22条及び第23条の定めによる議決権の代理行使、書面による議決権の行使又は電磁的方法による議決権の行使のいずれかによる。

2 議決権の代理行使は次の各号による。

(1) 正会員が議決権の代理行使を委任する代理人は、当該県隊友会長とし、各県隊友会長は総会に出席しなければならない。県隊友会長が、やむを得ない事由により総会に出席できない場合は、県隊友会長の指名する者を代理人とする。

(2) 前号の代理人は、議決権の代理行使に関する「委任状」(様式第1)を作成し、代理権を証明する「議決権の代理行使委任者名簿」(様式第2)及び次号の「議決権の代理行使書(遠隔者等用)」(様式第3)を添付して、理事長に提出しなければならない。

(3) 「議決権の代理行使委任者名簿」(様式第2)によらない正会員は、「議決権の代理行使書(遠隔者等用)」(様式第3)により委任するものとする。

3 書面による議決権の行使は、「書面による議決権行使書」(様式第4)により理事長に提出するものとする。

4 電磁的方法による議決権の行使は、「電磁的方法による議決権行使書」(様式第5)により理事長に提出するものとする。

- 5 議決権の行使の取りまとめは、各県隊友会ごと県隊友会長が行うものとし、前第3項及び第4項により議決権を行使した正会員は、所属する県隊友会長に議決権を行使した旨を通知しなければならない。
- 6 議決権の代理行使及び書面による議決権の行使は、署名又は記名押印によるものとする。

## 第5章 議 長

### (資格)

第8条 総会の議長となる者は、定款第17条の定めによる。また、副議長についても、議長と同じ要領で選定するものとする。

### (権限)

第9条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するために必要な措置をとることができる。

- 2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

### (議長不信任動議の審議)

第10条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

## 第6章 議 事

### 第1節 開 会

#### (開会の宣言)

第11条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

#### (開会時刻の繰り下げ)

第12条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

#### (出席状況の報告)

第13条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の正会員の出席状況を議場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。

## 第2節 議題の審議

(議題の審議順序)

第14条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第15条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。理事は、議長の許可を受けた上で、執行役及び事務局職員並びに公認会計士等（以下執行役等という）に報告又は説明をさせることができる。

## 第3節 正会員の発言

(発言の許可)

第16条 正会員は、議長の許可を受けてから発言をしなければならない。

2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第17条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第18条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第19条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

#### 第4節 質 問

(説明義務者)

第20条 正会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

- 2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で、執行役等に説明をさせることができる。

(一括説明)

第21条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒否)

第22条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することにより本会その他の者(当該正会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第5節 動 議

(修正動議)

第23条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第24条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第25条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき

## 第6節 休憩

(休憩)

第26条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

## 第7節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第27条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第28条 議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第29条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(修正案に対する議決権行使書の取扱い)

第30条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第31条 議長は、採決について、挙手、起立、投票等、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決結果の宣言)

第32条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

## 第8節 終了

(延期又は続行)

第33条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第34条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第35条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した理事が署名(記名押印)をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本会の事務所に備え置かなければならない。

(総会議事録の内容)

第36条 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 次に掲げる総会において述べられた意見又は発言の内容の概要
  - ア 監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見陳述
  - イ 辞任した監事の辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由の意見陳述
  - ウ 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他のものを監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとき、これを総会に報告したとき
- (4) 総会に出席した理事、監事の氏名
- (5) 総会の議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(欠席者に対する報告)

第37条 理事長又は職務権限規程第3条第2項に規定する総務担当常務理事は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、隊友紙により報告しなければならない。

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、総会運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規則は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。



様式第1  
(第7条第2項2号関係)

委 任 状

公益社団法人隊友会  
理事長 \_\_\_\_\_ 殿

私達は、定款第21条第1項に基づき、\_\_\_\_\_氏を代理人と定め、  
次の権限を委任します。

平成 年 月 日開催の平成 年度定時総会に出席し、各議案につ  
き私達の指示に従って議決権を行使する権限

- 1 第1号議案から第 号議案に係る全議案について代理人に一任する。  
( 名)
  - 2 第1号議案から第 号議案に係る全議案について賛成する。  
( 名)
  - 3 第1号議案から第 号議案に係る全議案について反対する。  
( 名)
- 合 計 ( \_\_\_\_\_ 名)

平成 年 月 日

議決権の代理行使委任者

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

様式第2  
(第7条第2項第2号関係)

\_\_\_\_\_  
県隊友会代理人  
\_\_\_\_\_  
殿

議決権の代理行使委任者名簿

私達は、隊友紙5月号に同梱・配付された平成\_\_\_\_年度定時総会に提議される各議案につき、代理人に全議案(一任・賛成・反対)することについて議決権を行使する権限を委任します。

NO	郵便番号	住 所	署名又は記名押印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

- (注) 1 この様式は「代理人に全議案一任」する場合に使用する。「代理人に全議案賛成を委任」又は「代理人に全議案反対を委任」する場合にも使用できる。
- 2 この様式に代え、各県の会員名簿を複写したもので使用することができる。  
また、様式第3を活用し、FAX、葉書、又は電磁的方法(メール)等により議決権の代理行使を委任する場合の代理権を証明する書面とすることができる。
- 3 全議案(一任・賛成・反対)の箇所は、いずれかを○印で囲み、別葉に作成する。

様式第3  
(第7条第2項3号関係)

議決権の代理行使書(遠隔者等用)

議決権の代理行使書(遠隔者等用)	
あて先	: _____(都・府・県・地方)隊友会代理人 <u>〇〇 〇〇</u> 殿
私は、平成 _____年 _____月 _____日開催の平成 _____年度定時総会における各議案について、貴方を代理人と定め、全議案を代理人に一任します。	
平成 _____年 _____月 _____日	
議決権代理行使委任者	
<u>住 所 〒</u>	
<u>氏 名(署名又は記名押印)</u>	
[注] 1 本様式は、全議案を代理人に一任する場合に使用する。	
2 本様式は、できればFAXで、FAXが不可であれば、切り取って葉書に貼付し郵送するか、本様式内容を電磁的方法(メール)により送付し議決権の代理行使を行う方法に活用する。	

(記載要領等)

- 1 あて先欄：貴方が所属する県隊友会名及び会長等名を記載します。
- 2 記入要領：黒色のボールペンではっきりと記入して下さい。
- 3 送付要領：① できればFAXで  
② 次いでハガキに貼付し郵送するか  
③ 電磁的方法(メール)等により送付してください。
  - ・ 直接届けていただくことも可能です。
  - ・ 送付先及び期日は県隊友会が示します。

(参考：総会に参加できない正会員の議決権行使要領)

- I 議決権の代理行使による方法
  - i 「議決権の代理行使委任者名簿」に署名又は記名押印する方法  
「代理人に全議案一任」する場合の方法です。「代理人に全議案賛成を委任」又は「代理人に全議案反対を委任」する場合にも使用できます。
  - ii 「議決権の代理行使書(遠隔者等用)」による方法  
前i項の方法によらずに「代理人に全議案一任」する場合の方法
- II 書面又は電磁的方法による方法  
各議案について賛否が混合している場合に選択する方法で、書面による方法(様式第4)又は電磁的方法(様式第5)により直接本人が議決権を行使するものです。

様式第4  
(第7条第3項関係)

書面による議決権行使書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会 理事長 殿

議決権行使者所属県隊友会 ( )

議決権行使者住所

議決権行使者氏名 (印)

(署名又は記名押印)

私は、定款第22条第1項に基づき平成 年 月 日に開催される平成 年度定時総会における下記議案について、次のとおり書面による議決権を行使します。

1 各議案についての賛否

議案番号	議 題	賛	否
第1号議案	平成 年度事業報告(案)		
第2号議案	平成 年度収支決算(案)		
第3号議案	定款変更(案)		
第4号議案	役員改選(案)		
①	重任理事 隊友 太郎		
②	新任理事 日本 一郎		
③	重任監事 市谷 二郎		
④	新任監事 本村 三郎		

(議案については例示である。)

※ 各議案について、「賛」・「否」のいずれかを○印で表示する。

2 議決権の行使期限

平成 年 月 日当法人到着分までとする。

3 賛否の取扱

- ・ 「賛」・「否」の両方に○印がある場合及び両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなす。
- ・ ○印以外の記号で賛成欄に表示がある場合には、その表示は賛成とみなす。

写送付先：〇〇県隊友会長

電磁的方法による議決権行使書

平成 年 月 日

(あて先：soumu@taiyukai.or.jp)  
公益社団法人隊友会 理事長 殿

(通知先)

\_\_\_\_\_ 県隊友会長 殿

議決権行使者住所 \_\_\_\_\_

議決権行使者氏名 \_\_\_\_\_

私は定款第23条第1項に基づき、平成 年 月 日に開催される平成 年度定時総会における下記議案について、次のとおり電磁的方法による議決権を行使します。

1 各議案についての賛否

議案番号	議 題	賛	否
第1号議案	平成 年度事業報告(案)		
第2号議案	平成 年度収支決算(案)		
第3号議案	定款変更(案)		
第4号議案	役員改選(案)		
①	重任理事 隊友 太郎		
②	新任理事 日本 一郎		
③	重任監事 市谷 二郎		
④	新任監事 本村 三郎		

(議案については例示である。)

※ 各議案について、「賛」・「否」のいずれかを○印で表示する。

2 議決権の行使期限

平成 年 月 日当法人到着分までとする。

3 賛否の取扱

- ・ 「賛」・「否」の両方に○印がある場合及び両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなす。
- ・ ○印以外の記号で賛成欄に表示がある場合には、その表示は賛成とみなす。

4 本様式をご希望の正会員は、本部あて先にメールにてお申込下さい。